4　1及び2の査証の要件の免除は、前記の日本国の国民の旅券の有効期間がインドネシア共和国の領域に到着する日において六箇月以上ないときは、適用しない。

5　インドネシア共和国政府は、国の安全、公の秩序及び公衆の衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちに日本国政府に通告される。

6　インドネシア共和国政府は、好ましくないと認める日本国の国民に対し、その理由を示すことなくインドネシア共和国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

7　1にいう査証の要件の免除は、無期限に効力を有する。インドネシア共和国政府は、日本国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

8　前記の諸措置は、在インドネシア共和国日本国大使館がインドネシア政府の内部手続が完了した旨を通告するインドネシア共和国外務省からの外交上の公文を受領した日の後三十日目の日に開始される。

インドネシア共和国外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在インドネシア共和国日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千十五年十二月七日にジャカルタで

○文部科学省告示第九十八号

博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第四条第一項の規定により、平成二十八年度における学芸員の資格認定を次のとおり実施するので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十八年七月十九日

文部科学大臣　馳　浩

一　日時及び場所

1　試験認定の場合

ア　日時

平成二十八年十二月七日（水）から同月九日（金）まで。

時間は、受験票を送付する際通知する。

イ　場所

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター（東京都台東区上野公園十二番四十三号）において行う。

2　審査認定の場合

ア　日時

平成二十九年一月十一日（水）から同月十三日（金）まで。

時間は、受験票を送付する際通知する。

イ　場所

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター（東京都台東区上野公園十二番四十三号）において行う。

二　合格者の発表

平成二十九年二月に、本人に合格した旨を通知する。

三　受験手続

1　受付期間

平成二十八年七月十五日（金）から同年八月三十一日（水）まで。

2　その他

受験手続の詳細については、文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/main14_a1.htm）を参照するか、又は文部科学省生涯学習政策局社会教育課（東京都千代田区霞が関三丁目二番二号、電話番号〇三（五二五三）四一一一（内線二〇九三））へ照会すること。

○農林水産省告示第千四百九十二号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の六第一項の規定に基づき、セレス有限会社が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十八年七月一日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十八年七月十九日

農林水産大臣　森山　裕

変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地
ドイツ　ババリア州　ハップルグ　フォルデルハスラフ一	ドイツ　ババリア州　ハップルグ　フォルデルハスラフ一
	ドイツ　ヘルスブルック　ニュルンベルガーシュトラーセ九

○国土交通省告示第八百八十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月十九日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　東九州自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
大分市大字宮河内字貢迫四二四三番三	前	最大　七二	一四
		最小　四九	
	後	最大　五〇	
		最小　四九	

○国土交通省告示第八百八十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際船舶・港湾保安法」という。）第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際船舶・港湾保安法第二十条第七項の規定により公示する。

平成二十八年七月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

一　ケープタウン事務所の廃止

㈠　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
CAPE TOWN OFFICE（ケープタウン事務所）	Heerengracht, Cape Town, 8001, REPUBLIC OF SOUTH AFRICA

㈡　廃止年月日　平成二十八年五月一日

二　ドバイ事務所テヘラン出張所の再開

㈠　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
DUBAI OFFICE TEHRAN SUB-OFFICE（ドバイ事務所テヘラン出張所）	Bidar Street, Elahiyeh, Tehran, ISLAMIC REPUBLIC OF IRAN

㈡　再開年月日　平成二十八年六月十五日

○国土交通省告示第八百九十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第三項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十九条ノ三第三項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十八年七月十九日

国土交通大臣　石井　啓一